

年度 号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する
法律（平成 25 年法律第 81 号）第 16 条第 1 項の規定により、所有権移転等促進計画
を定める。

年 月 日
市町村長名

第1 所有権移転関係

1 各筆明細

整理番号		所有権の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)				(氏名又は名称)		(住所)						
		所有権を移転する者の氏名又は名称及び住所 (B)				(氏名又は名称)		(住所)						
所有権を移転する土地 (C)		所有権の移転の内容 (D)				農用地の所有権移転に係る当事者間の法律関係 (E)				所有権を移転する土地の (B) 以外の権原者等 (F)			備考	
所在 大字	地番	地目 現況	登記簿	面積 ㎡	所有権の登記の有無	利用目的	所有権の移転時期	対価 円	対価の支払方法	対価の支払期限	引渡の時期	住所		氏名又は名称
この計画に同意する。 所有権の移転を受ける者 所有権を移転する者 所有権を移転する者以外の者で所有権を移転する土地につき所有権その他の 使用収益権を有する者 住所 (同上) 住所 (同上) 住所 (同上)														

- (記載注意) (1) この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別葉とする。所有権の移転を受ける者が同一で、所有権を移転する者が異なる場合には、整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (A) 欄及び (B) 欄の「他の各筆明細の整理番号」は、(A) 欄及び (B) 欄に掲げる者の同一公告に係る計画の他の各筆明細の整理番号を記載する。
- (3) (C) 欄は、大字別に記載する。
- (4) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合及び土地登記簿の地積がない場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きする。
- (5) (C) 欄の「所有権の登記の有無」は、土地登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には (表) と、所有権の登記がある場合には (所) と、未登記の場合には (未) と記載する。

- (6) (D) 欄の「利用目的」は、所有権の移転による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、再生可能エネルギー発電設備として利用、農林漁業関連施設として利用、開発して樹園地として利用等）を記載する。
- (7) (D) 欄の「対価」は当該土地の移転の対価（立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。）の額を記載する。なお、交換の場合で交換差金を伴うときには、その額を記載すること。
- (8) (E) 欄は、所有権移転に係る土地が農用地の場合に、当事者間の法律関係を「売買」等と記載する。
- (9) (F) 欄は、(B) 欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- (10) 「備考」欄は、次の事項を記載する。
 - ① 土地登記簿に所有権以外の権利に関する事項（例えば抵当権の登記等）があるときは、その旨
 - ② 対価を分割払いの方法により支払う場合にあっては、各支払期日ごとの支払金額

2 共通事項

- (1) この所有権移転等促進計画の定めるところにより行われる所有権の移転は、1 の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - 所有権以外の権利の消滅
 - 所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者（譲渡人甲）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。
- (2) 租税公課の負担
 - 所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、譲渡人甲が負担する。
 - (市町村が囑託により登記することができることとなつたとき)
- (3) 所有権の移転の登記
 - この所有権移転等促進計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者（譲受人乙）の請求により、市町村の囑託により行うものとし、譲渡人甲はこれに協力しなければならない。
- (4) 経費の負担
 - 所有権の移転の登記に要する経費は、譲受人乙が負担する。その他の経費については、譲渡人甲及び譲受人乙が協議して決める。
- (5) 法律関係の解除
 - 譲渡人甲又は譲受人乙は、相手方がこの所有権移転等促進計画に基づく義務を履行しないときは、この所有権移転等促進計画によって成立した法律関係を解除することができる。
- (6) 所有権取得者の責務
 - 譲受人乙は、この所有権移転等促進計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (7) 取消権の留保
 - 所有権移転等促進計画の公告後の事情変更により所有権移転等促進事業の目的を達成することが困難となったときは、市町村は所有権移転等促進計画を取り消すことができる。
- (8) その他
 - この所有権移転等促進計画の定めのない事項及び所有権移転等促進計画に関し疑義が生じたときは、譲渡人甲、譲受人乙及び市町村が協議して定める。

(記載注意) これは、記載例であるので、所有権の移転の内容等に応じて必要な事項を定めること。

3 所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	氏名又は名称	性別	年齢	農作業従事日数				日			
所有権の移転等を受ける土地の面積 (A) m ²	所有権の移転等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	所有権の移転等を受ける者の主たる経営項目 (C)	所有権の移転等を受ける者の世帯員等の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)					所有権の移転等を受ける者の主たる家畜の飼養の状況 (E)	所有権の移転等を受ける者の主たる農機具の所有状況 (F)		
			氏名	年 齢	性 別	続 柄	従事日数		備 考	種類	数量
田	田	世帯員等									
畑	畑										
樹園地	樹園地										
採放草地	採放草地										
その他	その他										

(記載注意)

- (1) 所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、所有権の移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混牧林地、再生可能エネルギー発電設備・農林漁業関連施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して再生可能エネルギー発電設備・農林漁業関連施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。

- (3) (B) 欄の、「自作地」欄には所有権に基づき現に耕作又は養畜の事業に供しているものを、「所有権」のうちの「その他」欄には農業経営を委託しているもの及び不耕作地等その所有者その他及びその世帯員等により現に耕作又は養畜の事業に供されていないものを、「借入地」のうちの「その他」欄には所有権以外の権原を有する土地でこれらにより現に耕作又は養畜の事業に供されていないものをそれぞれ記載する。「その他」欄に記載されるものがある場合には、その理由を欄外余白に付記すること。
- (4) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (5) (D) 欄の「備考」には、その農業経営に必要な農作業がある限りその農作業に常時従事しているかどうかを記載する。
- (6) (F) 欄の「農機具の所有状況」には、現に使用しているものについて記入し、その性能等できる限り詳細に記入する。
- (7) 所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地台帳により整理されている場合には、農地台帳の整理番号氏名又は名称、性別、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる（農地台帳の整理番号は、「氏名又は名称」欄に所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称と併せて記載する。）。

第2 地上権設定関係
1 各筆明細

整理番号				地上権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)		氏名又は名称		(住所)					
				地上権を設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)		(氏名又は名称)		(住所)					
地上権を設定する土地 (C)		設定する地上権 (D)						農用地の地上権設定に係る当事者間の法律関係 (E)		地上権を設定する土地の (B) 以外の (F)		備考	
所在 大字	地番	現況地目	面積㎡	積利用権の種類	内容	始期	存続期間(終期)	地代	地代の支払方法	住所	氏名又は名称		権の種類
この計画に同意する。 地上権の設定を受ける者 地上権を設定する者 地上権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の 使用収益権を有する者		住 所 (同上) 住 所 (同上) 住 所 (同上)											〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

- (記載注意)
- (1) この各筆明細は、地上権設定の当事者ごとに別葉とする。地上権の設定を受ける者が同一で、地上権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
 - (2) (D) 欄の「内容」は、地上権の設定による当該土地の利用目的（例えば再生可能エネルギー発電設備として利用）及び当該地上権に附帯する条件等を記載する。
 - (3) (D) 欄の「存続期間（終期）」は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日（始期）から〇〇年〇月〇〇日まで」と記載する。
 - (4) (D) 欄の「地代」は、当該土地の1年分の地代（期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の地代）の額を記載する。
 - (5) (D) 欄の「地代の支払方法」は、地代の支払期限と支払方法（例えば、毎年〇月〇〇月までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等）を記載する。
 - (6) その他は、第1の1の記載注意と同じ。

2 共通事項

この所有権移転等促進計画の定めるところにより設定される地上権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 地代の支払猶予
地上権を設定する者（以下「甲」という。）は、地上権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、地代の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (2) 租税公課の負担
甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (3) 取消権の留保
所有権移転等促進計画の公告後の事情変更により所有権移転等促進事業の目的を達成することが困難となったときは、市町村は所有権移転等促進計画を取り消すことができる。
- (4) 法律関係の解除
甲又は乙は、相手方がこの所有権移転等促進計画に基づく義務を履行しないときは、この所有権移転等促進計画によって成立した法律関係を解除することができる。
- (5) 地上権の目的物の返還
地上権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更にについては、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (6) 地上権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この所有権移転等促進計画に定めるところにより設定される地上権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (7) 地上権取得者の責務
乙は、この所有権移転等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (8) その他
この所有権移転等促進計画の定めのない事項及び所有権移転等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

(記載注意) これは、記載例であるので、所有権の移転の内容等に応じて必要な事項を定めること。

- (3) 地上権の設定を受ける者の農業経営の状況等
第1の3と同じ。

第3 賃借権（使用貸借による権利）設定関係
1 各筆明細

整理番号				賃借権（使用貸借による権利）の 設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)				（氏名又は名称）				（住所）																	
				賃借権（使用貸借による権利）を 設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)				（氏名又は名称）				（住所）																	
賃借権（使用貸借による権利） を設定する土地（C）				設定する賃借権（使用貸借による権利）（D）								賃借権（使用貸借による権利）を設定 する土地の（B）以外の権原者等 （F）				備 考													
所 在		地番		現況 地目		面積 ㎡		権利 の種類		内容		始期		存続期間 （終期）				借賃		借賃の支 払方法		農用地の賃借権に 係る法律関係（E）		住所		氏名又は 名称		権原の 種類	
大字		字																											
この計画に同意する。 賃借権（使用貸借による権利）の設定を受ける者 賃借権（使用貸借による権利）を設定する者 賃借権（使用貸借による権利）を設定する者以外の者で賃借権（使用貸借 による権利）を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者 住 所（同上） 〇〇 〇〇 住 所（同上） 〇〇 〇〇 住 所（同上） 〇〇 〇〇																													

（記載注意） （1） この各筆明細は、賃借権（使用貸借による権利）設定の当事者ごとに別葉とする。賃借権（使用貸借による権利）の設定を受ける者が同一で、賃借権（使用貸借による権利）を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
 （2） （C）欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について賃借権（使用貸借による権利）が設定される場合には、〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
 （3） （D）欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借による権利」と記載する。

- (4) (D) 欄の「内容」は、賃借権（使用貸借による権利）の設定による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、再生可能エネルギー発電設備として利用、農林漁業関連施設として利用）を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間を併記する。
- (5) (D) 欄の「存続期間（終期）」は、「〇年」又は「〇年〇月〇〇日（始期）から〇年〇月〇〇日まで」と記載する。
- (6) (D) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の借賃）の額を記載する。
- (7) (D) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法（例えば、毎年〇月〇〇月までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等）を記載する。
- (8) その他は、第1の1の記載注意と同じ。

2 共通事項

この所有権移転等促進計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の支払猶予
賃借権（使用貸借による権利）を設定する者（以下「甲」という。）は、賃借権（使用貸借による権利）の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (2) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、1の各筆明細に定める賃借権（使用貸借による権利）の存続期間の中途において解約する権利を有しない。
- (3) 解約に当たっての相手方の同意
甲及び乙は、1の各筆明細に定める賃借権（使用貸借による権利）の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (3) 転貸又は譲渡
乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は賃借権（使用貸借による権利）を譲渡してはならない。
- (4) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができ、乙が修繕する費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (5) 租税公課の負担
ア 甲は、賃借権（使用貸借による権利）目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 乙は、賃借権（使用貸借による権利）目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
- ウ 賃借権（使用貸借による権利）目的物の返還
賃借権（使用貸借による権利）目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によつて生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (7) 賃借権（使用貸借による権利）に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この所有権移転等促進計画に定めるところにより設定される賃借権（使用貸借による権利）に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

- (8) 賃借権（使用貸借による権利）取得者の責務
- (9) 乙は、この所有権移転等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (9) 取消権の留保
- (10) 所有権移転等促進計画の公告後の事情変更により所有権移転等促進事業の目的を達成することが困難となったときは、市町村は所有権移転等促進計画を取り消すことができる。
- (10) その他
- (10) この所有権移転等促進計画の定めのない事項及び所有権移転等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。
- (3 賃借権（使用貸借による権利）の設定を受ける者の農業経営の状況等
第1の3と同じ。

第4 地上権（賃借権・使用貸借による権利）移転関係
1 各筆明細

整理番号				地上権（賃借権・使用貸借による権利）の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)				(氏名又は名称)				(住所)				
				地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する者の氏名又は名称及び住所 (B)				(氏名又は名称)				(住所)				
地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する土地 (C)				移転する地上権（賃借権・使用貸借による権利） (D)				農用地の移転に係る法律等との関係（E）				地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する土地の（B）以外の権原者等（F）				備考
				所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容	始期	存続期間（終期）	借賃	地代（借賃）の支払方法	住所	氏名又は名称	
大字				字												
この計画に同意する。																
〔				地上権（賃借権・使用貸借による権利）の移転を受ける者				住 所				同上				〕
				地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する者				住 所				同上				
				地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する者以外の者で地上権（使用貸借による権利）を移転する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者				住 所				同上				

(記載注意) 第2の1及び第3の1の記載注意と同じ。

2 共通事項

この所有権移転等促進計画の定めるところにより設定される地上権（賃借権・使用貸借による権利）は、1の各筆明細に定めるもののほか、この所有権移転等促進計画の定めのない事項及び所有権移転等促進計画に關し疑義が生じたときは、地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する者、地上権（賃借権・使用貸借による権利）の移転を受ける者及び市町村が協議して定めるところによる。

(3 地上権（賃借権、使用貸借による権利）の移転を受ける者の農業経営の状況等）
第1の3と同じ。

様式例第 2 号（第 6 条関係）

〇〇協議会規約（例）

令和〇年〇月〇日制定

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この協議会は、〇〇協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、〇県〇市〇（〇庁舎内〇階）に置く。

（目的）

第 3 条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号。次条第 1 号において「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため設置する。

（協議）

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 法第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する基本計画の記載事項の内容
 - 二 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の構成員の役割分担
 - 三 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 13 条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
 - 四 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関すること
- 2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議することができる。
- 一 災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネルギーの活用方法

- 二 地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加
- 三 小水力発電における農業用水の利用に関する調整等再生可能エネルギー発電事業に関する権利調整

(備考) 第1項第3号については該当する場合に記載。

第2章 構成員等

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 〇〇市(町、村)
- 二 〇〇(再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者)
- 三 〇〇(農林漁業者)
- 四 〇〇(農林漁業団体)
- 五 〇〇(関係住民)
- 六 〇〇(学識経験者)
- 七 その他協議会が必要と認める者

(届出)

第6条 構成員は、その氏名又は住所(構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
 - 二 副会長 〇名
 - 三 監 事 〇名
- 2 前項の役員は、第5条の構成員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。また監事は、監査を行ったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、〇年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第 10 条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第 11 条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の承認を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の○日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、承認の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第 4 章 会議

(会議の招集)

第 12 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、構成員の○分の一以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 13 条 会議は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 構成員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。
- 3 会議の議事は原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。
- 4 協議会は、構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(議事録)

第 14 条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 構成員の現在数、当該会議に出席した構成員数及び当該会議に出席した構成員の氏名
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかななければならない。
- 4 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体

や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

第 15 条 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 16 条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(書類及び帳簿の備付け)

第 17 条 協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 協議会規約及び前条各号に掲げる規定
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規定に基づく書類及び帳簿

第 6 章 会計

(事業年度)

第 18 条 協議会の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

第 7 章 協議会規約の変更、協議会が解散した場合の措置等

(規約の変更等)

第 19 条 この規約を変更する場合には、会議において出席者の承認を経るものとする。

- 2 基本計画の一部変更等に伴い、構成員を除名し規約変更する場合は、第 11 条に準じ、会議の承認を必要とする

(協議会の解散)

第 20 条 協議会を解散する場合は、構成員の〇分の〇以上の同意を得なければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第 21 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第 8 章 雑則

(細則)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

様式例第 3 号（第 6 条関係）

協議会において協議が調った事項について

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 6 条第 1 項に基づき組織した協議会において、下記の事項について協議会の協議が調ったので、公表する。

記

- 1 取組内容
- 2 取組を行う地域・土地の所在
- 3 取組期間
- 4 取組に関わる者の役割分担

※協議内容に関連する資料は別添のとおり。

様式例第 4 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

殿

市町村長

設備整備計画に係る認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった設備整備計画については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条 第 4 項の規定に基づく〇〇知事の同意を得た上で、同条 第 3 項の規定に基づき、認定をします。

また、下記の者が本認定に係る設備整備計画に従って同法第 7 条第 3 項第 2 号に規定する再生可能エネルギー発電設備等（以下「再生可能エネルギー発電設備等」といいます。）の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにする場合には、同法第 9 条第 1 項の規定により、農地法第 4 条第 1 項の許可があったものとみなされます。（※ 1）

記

1 農地を転用する者の住所等

<u>氏名</u>	<u>住所</u>

2 土地の所在等

<u>土地の所在</u>	<u>地 番</u>	<u>地 目</u>		<u>面積 (㎡)</u>	<u>備 考</u>
		<u>登記簿</u>	<u>現 況</u>		

3 再生可能エネルギー発電設備等の種類

また、下記の者が本認定に係る設備整備計画に従って法第7条第3項第2号に規定する再生可能エネルギー発電設備等（以下「再生可能エネルギー発電設備等」といいます。）の用に供することを目的として下記に係る農用地を農用地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、同法第9条第2項の規定により、農地法第5条第1項の許可があったものとみなされます。（※2）

記

1 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容		備考
		登記簿	現況		権利の種類	権利の設定・移転の別	

3 再生可能エネルギー発電設備等の種類

(備考)

- 下線部分は、設備整備計画の認定に際して、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づく協議を行った場合（認定に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が同項第2号に掲げる行為に該当する場合を除く。）に、記載する。
- ※1二重下線部分は、認定に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が農地法第4条第1項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、※2波線部分は同法第5条第1項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、それぞれ記載する。
- 記については、農地を転用する者又は譲受人ごとに欄を繰り返し設けて記載する。
- 別添として、本通知に係る設備整備計画の写しを添付する。

様式例第 5 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

殿

市町村長

設備整備計画に係る不認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった設備整備計画については、下記の理由により農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 3 項の規定に基づく認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、市町村長に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式例第 6 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣
都道府県知事
海岸管理者

} 殿

市町村長

設備整備計画の認定について（協議）

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があつた設備整備計画に関し、同設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が同条第 4 項第○号に掲げる行為に該当するものであるため、同項の規定に基づき、協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いする。

記

- 1 住所：
- 2 氏名：

（備考）

- 1 別添として申請に係る設備整備計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。
- 2 通知文に設備整備計画の認定に係る協議が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項各号に掲げられたいずれの号に係るものであるかを明記した上で、設備整備計画の申請書のうち、別表 3－1 から別表 3－6 までについては、同項の規定により協議することとされている者に係るものの写しを添付する。
- 3 設備整備計画の添付書類のうち、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令第 1 条第 2 項第 5 号から第 11 号までに掲げる書類については、別表 3－1 から別表 3－6 までのうちの写しを添付するものに係るものの写しを添付する。

様式例第 7 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣
都道府県知事
海岸管理者

} 殿

市町村長

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項に規定する同意後の設備整備計画の認定に係る通知

貴殿から令和 年 月 付け〇〇〇〇第〇〇号で同意のあったこのことについて、別添写しのとおり、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 3 項の規定に基づく認定をしたため、その旨通知する。

（備考）
別添として、認定通知書の写しを添付する。

様式例第 8 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣
都道府県知事
海岸管理者

} 殿

市町村長

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項に規定する同意後の設備整備計画の不認定に係る通知

貴殿から令和 年 月 付け〇〇〇〇第〇〇号で同意のあったこのことについて、別添写しのとおり、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 3 項の規定に基づく認定をしなかったため、その旨通知する。

（備考）

別添として、不認定通知書の写しを添付する。

様式例第9号（第7条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

環境大臣
都道府県知事
海岸管理者

設備整備計画の認定について（回答）

令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件については、協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条 第5項第1号に掲げる 要件に該当するものであると認めるので、同意をする。

（備考）

- 1 下線部分は、協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）第7条第4項第1号に掲げる行為であって、当該行為が農地法第4条第1項の許可を受けなければならない場合には記載するものとし、当該行為が農地法第5条第1項の許可を受けなければならない場合には下線部分を「第5項第2号に掲げる」とし、当該行為が法第7条第4項第3号に掲げる行為である場合には下線部分を「第7項第1号に定める」とし、当該行為が同項第4号に掲げる行為である場合には下線部分を「第7項第2号に定める」とし、当該行為が同項第5号に掲げる行為である場合には下線部分を「第7項第3号に定める」とし、当該行為が同項第6号に掲げる行為である場合には下線部分を「第8項に規定する」とし、当該行為が同項第7号又は第8号に掲げる行為（自然公園法第20条第3項の許可に係るものに限る。）である場合には下線部分を「第6項に規定する」とし、当該行為が同項第9号に掲げる行為である場合には下線部分を「第7項第4号に定める」と書き換えるものとする。
- 2 協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、法第7条第4項第7号又は第8号に掲げる行為（自然公園法第33条第1項の届出に係るものに限る。）である場合には、様式例第11号を用いるものとする。

様式例第 10 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

環境大臣
都道府県知事
海岸管理者

設備整備計画の認定について（回答）

令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件については、協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、下記のとおり、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条 第 5 項第 1 号に掲げる 要件に該当するものであると認められないので、同意をしない。

記

同意をしない理由

（備考）

- 1 下線部分は、協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 4 項第 1 号に掲げる行為であって、当該行為が農地法第 4 条第 1 項の許可を受けなければならない場合には記載するものとし、当該行為が農地法第 5 条第 1 項の許可を受けなければならない場合には下線部分を「第 5 項第 2 号に掲げる」とし、当該行為が法第 7 条第 4 項第 3 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 7 項第 1 号に定める」とし、当該行為が同項第 4 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 7 項第 2 号に定める」とし、当該行為が同項第 5 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 7 項第 3 号に定める」とし、当該行為が同項第 6 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 8 項に規定する」とし、当該行為が同項第 7 号又は第 8 号に掲げる行為（自然公園法第 20 条第 3 項の許可に係るものに限る。）である場合には下線部分を「第 6 項に規定する」とし、当該行為が同項第 9 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 7 項第 4 号に定める」と書き換えるものとする。
- 2 協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、法第 7 条第 4 項第 7 号又は第 8 号に掲げる行為（自然公園法第 33 条第 1 項の届出に係るものに限る。）である場合には、様式例第 12 号を用いるものとする。

様式例第 11 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

環境大臣
都道府県知事

設備整備計画の認定について（回答）

令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件について
同意をする。

（備考）

協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項第 7 号又は第 8 号に掲げる行為（自然公園法第 33 条第 1 項の届出に係るものに限る。）である場合に使用するものとする。

様式例第 12 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

環境大臣
都道府県知事

設備整備計画の認定について（回答）

令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件について
同意をしない。

記

同意をしない理由

（備考）

協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項第 7 号又は第 8 号に掲げる行為（自然公園法第 33 条第 1 項の届出に係るものに限る。）である場合に使用するものとする。

様式例第 13 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

設備整備計画の認定に係る協議に対する同意について（協議）

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項の規定に基づき、令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で〇〇市町村長から協議のあった設備整備計画について、同項の同意をしようとするので、同条第 9 項の規定に基づき、協議する。

（備考）

- 1 別添として申請に係る設備整備計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。
- 2 設備整備計画の申請書のうち、別表 3－1 から別表 3－6 までについては、別表 3－1 の写しのみ添付し、別表 3－2 から別表 3－6 までは省略する。
- 3 設備整備計画の添付書類のうち、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令第 1 条第 2 項第 5 号から第 11 号までに掲げる書類については、同項第 5 号に掲げる書類の写しを添付する。

(別紙)

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律
第7条第9項の規定による協議に係る事案の概要書

		都道府県名							
申請者の住所等	譲受人	住所		氏名					
	譲渡人	住所		氏名 外 名					
申請に係る土地	所在地番	市町 郡村 外 筆							
	地目別面積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²
	10a 当たり 平均収穫高	田	Kg	畑	Kg	採草放牧地	Kg	当該市町村の 平均	Kg
	権利を設定し、又は移 転しようとする契約の 内容	権利の種類	権利の設定・移転の別 設 定 ・ 移 転		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		
農 地 の 区 分									
許可基準に定める農地の区分 の該当事項									
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件 及び周辺の市街地化の状況を 記載すること)									
転用候補地内 の農地の区分 別面積及びそ の割合	発電設 備	区分 面積	農用地区域内農地	甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地	農地の合計面積	(参考)全体面積
		割合			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	農林漁 業関連 施設	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		割合	%	%	%	%	%	%	100%
	合計	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	割合	%	%	%	%	%	%	100%	
特定土地改良 事業等関係	事業の種類	事業施行者		施行面積	申請地に関係 する面積	施行時期	申請地に関する 土地改良財産		
申請に係る土地と都市計画 との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内		計画区域外 (告示 年 月 日)				
	都市計画法第8条の地域地区 の決定		地域地区の種類						
	決定なし								
申請に係る土地と農業振興 地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内		振興地域外 (告示 年 月 日)				
	農用地区域決定の有無		農用地区域内		農用地区域外 (決定 年 月 日)				
転用目的									
転用目的に係 る事業又は施 設の概要	発電設 備	土地造成	名称	設備等の数	建設面積			所要面積	
		建築物			m ²			m ²	
		工作物			m ²			m ²	
		合計			m ²			m ²	
	農林漁 業関連 施設	土地造成			m ²			m ²	
		建築物			m ²			m ²	
		工作物			m ²			m ²	
		合計			m ²			m ²	
	合計	土地造成			m ²			m ²	
		建築物			m ²			m ²	
		工作物			m ²			m ²	
		合計			m ²			m ²	
	転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を 防除するための措置等の妥当性の概要								
農業上の土地利用との調整を了している場合等にお いては、その概要									
農地法第4条第2項又は第5条第2項の規定により 許可できない場合に該当しないことの説明									
付すべき条件									
協議に際して特記すべき事項									

(備考)

- 1 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 2 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 3 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。
- 4 「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事が同意の可否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

様式例第 14 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

殿

市町村長

設備整備計画の認定取消通知書

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 3 項の規定に基づき、令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号により認定した設備整備計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、市町村長に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式例第 15 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣
都道府県知事 } 殿
海岸管理者 }

市町村長

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項に規定する同意後の設備整備計画の認定の取消しに係る通知

令和 年 月 付け〇〇〇〇第〇〇号により貴殿から同意を得て農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 3 項の規定に基づき令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号により認定をした設備整備計画については、別添写しのとおり、その認定を取り消したので、通知する。

（備考）

別添として設備整備計画の認定取消通知書の写しを添付する。

様式例第 16 号（第 8 条関係）

設備整備計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

市町村長 殿

申請者
住 所
氏 名

令和 年 月 付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた設備整備計画について、下記のとおり変更したので、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 8 条第 2 項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

3 変更日

(備考)

- 1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。